

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 4 月 1 9 日（金）午前 1 0 時～
場 所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～2】

- (1) 検証・見直しの方法、スケジュール（素案）について
- (2) 各会派（会派に属さない議員含む）の課題事項の抽出等

提出期限：5月24日（金）

- (3) 検証及び見直しに係る次回の日程について

2 6月議会の対応について

- (1) 副市長、教育委員のあいさつ

（先例・申合せ30）

副市長、病院事業管理者、教育長、教育委員、監査委員（知識経験を有するもの）の人事案件を同意等したときは、次の議会開会後の諸報告であいさつを受けるのが例である。

- (2) 理事者の紹介

（先例・申合せ31）

理事者の紹介は、一般選挙後最初の議会及び人事異動が行われた次の議会で行うのが例である。

課長級職員は議場に集まらず、部長等が自席で紹介した例がある。

令和4年度 ①異動対象の部長級のみ自席で自己紹介

②異動対象の課長級を部長級が自席で紹介

令和5年度 部長級全員が自席で自己紹介（課長級の紹介はなし）

- (3) 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

○消毒液の設置（傍聴者用）、会議中のドア開放、CO₂濃度測定

3 その他

(1) 議会運営委員会の行政視察について

令和6年4月22日(月)、23日(火)

東京都町田市、神奈川県茅ヶ崎市

(2) 常任委員会の行政視察について

○環境市民厚生常任委員会(再掲)

令和6年5月15日(水)～17日(金)

神奈川県小田原市、神奈川県座間市、静岡県富士市

○総務文教常任委員会

令和6年5月20日(月)～22日(水)

埼玉県戸田市、神奈川県川崎市、愛知県豊田市

○産業建設常任委員会の行政視察について

令和6年5月21日(火)～23日(木)

山口県宇部市、山口県下関市、岡山県倉敷市

(3) エコ・オフィス推進期間(5月1日～10月31日)

(4) 今後の委員会等の日程

4月19日(金) 13:30～ 総務文教常任委員会

24日(水) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会

25日(木) 10:00～ 産業建設常任委員会

5月31日(金) 11:00～ 議運事前調整(正副議長、正副委員長)

6月 3日(月) **招集告示日(当初議案送付)**

10:00～ 議会運営委員会・幹事会

終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議

議会基本条例の検証及び見直しについて

亀岡市議会基本条例

第8章 最高規範性及び検証等

(条例の検証及び見直し)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(平26条例28・全改、令3条例8・旧第24条繰下)

亀岡市議会基本条例運用基準

19 条例の検証及び見直し

条例第26条の規定による定期的な検証の機会は、2年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。

1 検証・見直しの方法

(1) 実施主体・実施期間 議会運営委員会・令和6年12月まで

(2) 検証の方法・進め方

①検証は、条項ごとに関連する具体的方策(取組事項)、現状の課題等を確認した上で、次の3段階により、各条項の目的達成状況を評価する。

〔A達成(概ね8割以上)・B一部達成(5割程度)・C未達成(3割以下)〕

※評価になじまない章・項目は評価対象外とする。

なお、適切かつ効率的な検証に資するよう、事前に各会派(会派に属さない議員含む)及び事務局により各条項に関する課題等の抽出を行い、それらの意見を踏まえた中で検証(評価)を行う。

②評価結果がB・Cとなった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。

〔☐継続して取り組む・☐新たな取組を検討・☐条項を改正する・☐その他〕

(3) 条例の見直し・新たな取組の検討について

①上記(2)②により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、令和6年12月議会までに条例改正を提案する。

②新たな取組を検討する必要があると判断された場合、検討項目としてその検討を行う。

③会議規則等関係例規、運用基準及び先例・申合せ等の整理を行う。

2 スケジュール（素案）

時期	内容
4／19	○実施主体、実施期間、検証の方法、進め方、スケジュールの協議 ○検証項目一覧の配付、各会派（会派に属さない議員含む）へ課題事項の抽出等の依頼　＜5／24（金）までに事務局へ提出＞
5／24	○各会派（会派に属さない議員含む）から課題事項等の提出（事務局にて取りまとめ）
<6月議会>	○課題事項等の抽出状況、スケジュール等の確認（次回以降の開催日決定）
7月上旬	○検証の実施（検証項目一覧に基づき評価） ・第3章 市民と議会の関係（第7条・第8条） ・第4章 議会と市長等の関係（第9条－第11条の3） ・第5章 議会の機能の強化（第12条・第13条）
7月下旬	○検証の実施（検証項目一覧に基づき評価） ・第6章 議会の運営（第14条－第20条） ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第21条－第24条） ・第8章 最高規範性及び検証等（第25条・第26条） ○課題の検討
8月	○検証の実施（検証項目一覧に基づき評価） ・第1章 総則（第1条・第2条） ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第6条） ○検証結果の整理 ○課題の検討
<9月議会>	○検証結果一覧の確認（全議員に配付、会派の意見集約）
10月	○課題の検討 ○条例改正・今後の方向性の検討、関係例規、運用基準等の整理
11月	○条例改正・今後の方向性の検討、関係例規、運用基準等の整理
<12月議会>	○条例改正案骨子の確認 ○発議者・提案理由説明の協議 〔本会議〕議案提案・提案理由説明・議案採決

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	総則	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	*各条項に関して、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、各会派で検討した上で、このシートに記載し、5月24日（金）までに事務局へ提出をお願いします。		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。今後の検証の中で検討いただきます。 ↓	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
		議会の役割	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
			2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
第2章	議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。	*議会で取り組んできた具体的方策等を勘案し、会派において、評価を実施してください。 ☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外 いずれかにチェックを入れてください。	☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。					
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。					
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。					
			(4) 市政への市民参加を推進すること。					
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。					
			(R3一部改正)	・議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記（R3） ・議会モニター制度の導入（R5）				
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。					
			(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性		
第3章 市民と議会	会派	第5条	(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他		
			議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	
		2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	【運用基準2】会派の果たすべき役割 ・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3） ・結成の人数要件を3人から2人に変更（R4）						
	災害時の対応	第6条	議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。	【運用基準3】災害時の対応 ・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3） ・オンラインによる会議開催及び連絡・報告手段の整理（R4）		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他		
			2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。						
			(R3一追加)						
			第7条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・公式な会議の全てを公開対象 ・コロナ禍における傍聴自粛の呼びかけ（R2～R3）		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
会 の 関 係	市民との連携			【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・議会報告会の開催（※第8条1にも記載） ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編、R3.9～QRコード掲載） ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施（H27） ・議会バックボードの作成（H27） ・無料アプリ「マチイロ」（i広報紙）の運用開始（H28～） ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応（H29） ・常任委員会（議案審査）の録画配信（R3.9～） ・傍聴者用大型モニター設置 ・常任委員会（議案審査以外）のYouTube録画配信（R4～） ・議長記者会見のYouTube録画配信（R5～） ・インターネット中継の映像に質問項目名をテロップで表示（R5～） ・ホームページに一般質問資料を掲出（R5～）		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
		第7条	3 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。					
市民参加及び市民との関	第7条			・参考人制度の活用 - H25：4回（常任委員会・決算特別） - H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） - H28：1回（常任委員会） - H30：1回（常任委員会） - R5：1回（公共交通特別）		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第8章	連携		4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定） （H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：7回、R5：7回）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） ・議員団研修会の公開 ・議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） ・パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3、R4（吉川小、東輝中、南桑中）） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5） ・夏休み子ども議場見学会の開催（R5）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	・各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） ・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） ・議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第8条	2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	【運用基準6】議会報告会等 ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催（H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第9条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。			
(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～）				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	【運用基準7】反問 ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議会審議における論点の明確化	第10条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	【運用基準8】 予算決算説明資料 ・ 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・ 決算「決算に関する主要施策報告書」 ・ 事前勉強会の実施（R3～）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	政策執行に対する議会の評価	第11条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準9】 議会の政策評価 ・ 事務事業評価を発展して対応 ・ 評価シートの見直し・変更（R3）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	文書による質問	第11条の2	議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】 文書質問 ・ 文書質問の手続きを規定 ・ 通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第5章	議会の機能の強化	決議等への対応	第11条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議・請願への対応等の報告 ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） R3：1回（請願：建設アスベスト被害者救済） R5：1回（請願：建設アスベスト被害の全面解決）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		96・2の議決事項	第12条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準12】議決事項の拡大 ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		調査機関の設置	第13条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【運用基準13】調査機関 ・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。（事例なし）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期	第14条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。	・ 常任委員会審査の原則別日開催 ・ 通年議会の導入（H30）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	定例会の招集の回数は、別に条例で定める。					
	議員間の自由討議	第15条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準14】議員間の討議 ・ 議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化（H28）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員間の自由討議	第15条	3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	・ 政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント） ・ 委員会 <環境厚生常任委員会> H29（子どもの貧困について提言） <環境市民厚生常任委員会> R4（ごみ収集車両火災に係る提言） <総務文教常任委員会> R5（学校給食に係る提言） <総務文教、産業建設常任委員会> R2（新型コロナ対策に係る提言） <公共交通対策特別委員会> R2（デマンド交通に係る提言） R5（地域公共交通計画策定に係る提言） <産業建設常任委員会> R3（農林業施策、観光施策に係る提言）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
				・ 常任委員会の月例開催 ・ 監査委員の常任委員就任 ・ 委員会等のオンライン開催（R4～）				
	委員会の活動	第16条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政策研究会	第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。	【運用基準15】政策研究会 ・基本条例に規定（H28） ・議会の活動に位置付け（R3） H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3-R4：12名＜現11名＞（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント） （※第15条3に記載）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。					
			（R3一部改正等）					
	広報広聴の充実	第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準16】広報広聴の充実 ・広報広聴特別委員会の設置（H23～） ・広報広聴会議の設置（H25～） ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設（H26.4～） ・議会ホームページのリニューアル（R3） ・亀岡市議会YouTubeチャンネルの開設（R4.11～） （※取組の詳細は第7条2に記載）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員研修の充実	第19条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準17】議員研修 ・議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・全国都市問題会議参加の見直し（R3）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会事務局	第20条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第21条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定（H20.3）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
	議員定数	第22条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討（H26）→定数2人削減		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第23条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討（H26）→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活（H28） ・期末手当の減額（R2）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員報酬は、別に条例で定める。					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政務活動費	第24条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。					
			2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	・政務活動費運用基準に沿った運用		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準18】政務活動費の公開 ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載(R3)		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	
第8章 最高規範性及び検証等		第25条	この条例は、議会における最高規範である。			☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	
		第26条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	【運用基準19】条例の検証及び見直し ・任期中間年及び最終年に議運で実施(前回：R4.4～12(任期最終年に実施))		☐A：達成 ☐B：一部達成 ☐C：未達成 ☐対象外	☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他	

議会運営委員会行政視察行程表案（R 6. 4. 2 2 ～ 2 3）

1 視察先

視察先	市制施行	人口	面積	議員定数	電話番号	視察事項
町田市議会 (東京都)	昭和 33. 2. 1	430, 069 人 (R6. 2. 1)	71. 55km ²	36 人	(042)724-4049	議会改革の取組について
茅ヶ崎市議会 (神奈川県)	昭和 22. 10. 1	245, 647 人 (R6. 2. 1)	35. 70km ²	28 人	(0467)81-7211	議会改革の取組について

2 行 程（8時40分 J R 亀岡駅改札前集合）

4/22 (月)	JR 嵯峨野線 のぞみ 216 号 JR 横浜線快速 亀 岡 駅 → 京 都 駅 → 新 横 浜 駅 → 町 田 駅 （昼食） 8:46 発 9:15 着 9:30 発 11:26 着 11:36 発 11:53 着 ※並河駅 8:38, 馬堀駅 8:49 発 徒歩 13:30～15:30 徒歩 小田急線快速急行 JR 東海道本線 → 町田市議会視察 → 町 田 駅 → 藤 沢 駅 → 茅 ヶ 崎 駅 <宿泊先> （夕食） 13:20 頃着 15:40 頃発 15:55 着 16:01 発 16:25 着 16:34 発 16:41 着	<宿泊先> 東横 INN 茅ヶ崎 市役所 〒253-0041 神 奈川県茅ヶ崎市 茅ヶ崎 1-1-14 TEL 0467-83- 1045
4/23 (火)	10:00～12:00 徒歩 JR 東海道本線 <宿泊先> 茅ヶ崎市議会視察 → （昼食） 茅 ヶ 崎 駅 → 小 田 原 駅 9:40 頃発 9:50 頃着 12:10 頃発 13:24 発 13:48 着 14:07 発 ひかり 645 号 JR 嵯峨野線 → 京 都 駅 → 亀 岡 駅 16:12 着 16:27 発 16:56 着 ※馬堀駅 16:53, 並河駅 16:59 着	